

## 四天王寺大学大学院学位規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）の規定に基づき、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）において授与する学位、論文審査および試験の方法、その他学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (学位)

第 2 条 本大学院において授与する学位は、修士および博士とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

#### (1) 修士

研究科	専攻	専攻分野の名称
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	人間福祉学
看護学研究科	看護学専攻	看護学

#### (2) 博士

研究科	専攻	専攻分野の名称
人文社会学研究科	人間福祉学専攻	人間福祉学
看護学研究科	看護学専攻	看護学

### (学位授与の要件)

第 3 条 修士の学位は、本大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して論文の審査および試験に合格し、かつ前項の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の学力があると確認された者にも、授与することができる。

### (学位審査の申請)

第 4 条 前条第 2 項および第 3 項に規定する者が、それぞれ当該学位審査の申請をしようとするときは、論文および別に定める論文審査料（別表）を添えて、学位審査願（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、本大学院学則第 6 2 条に規定する研究生として在学し、博士の学位審査の申請をするときは、第 3 条第 2 項による学位として取り扱うものとする。ただし、最初に博士後期課程に入学した日から原則 6 年以内に博士學位論文が提出されなければならない。

3 前項とは別に本大学院の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学を希望する者で、研究指導教員の指導の下に博士後期課程に入学

後原則6年以内に学位審査の申請を行い、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が承認した者については、学位審査の申請をすることができるものとする。ただし、最初に博士後期課程に入学した日から原則6年以内に博士学位論文が提出されなければならない。

- 4 第3条3項に規定する課程を経ない者への博士学位審査の申請については別途定める。

（論文の提出）

第5条 論文は自著または単著であることを要し、修士論文および博士学位論文の提出は3部以上を基本として、必要に応じて別途指定するものとする。ただし、参考として他の自著または共著の論文を添付することができる。

- 2 論文は、別に定める所定の期日に提出しなければならない。

（論文の審査）

第6条 提出された論文の審査は、別に定める論文審査基準に基づき、各研究科委員会が申請者ごとに設置した論文審査委員会によって行い、論文審査委員の氏名を公表するものとする。

- 2 論文審査は、別に定める期間中に終了するものとする。

（論文審査委員会）

第7条 人文社会学研究科の修士論文は主査と副査の2名、博士学位論文は主査、副査を含む審査員3名以上の教員によって行う。

- 2 人文社会学研究科の博士学位論文の論文審査委員会の委員長は主査・副査以外の教員とし、審査にあたり、総括の責務を負う。
- 3 人文社会学研究科の学位申請者の親族で2親等以内の者は、当該審査の委員となることができない。
- 4 看護学研究科の修士論文は、「看護学特別研究」担当教員の中から主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）の審査委員によって行う。審査委員には、看護学を専門とする教員が必ず含まれるものとし、主研究指導教員は、当該学生の主査になることができないものとする。
- 5 看護学研究科の博士学位論文は、「看護学特別研究」担当教員の中から主査1名、副査2名以上（外部審査委員を含むことができる）の審査委員によって行う。

（最終試験）

第8条 最終試験は、審査した論文およびこれに関連ある授業科目について筆記または論文審査委員による口頭試問を行う。

（特定の課題）

第9条 社会人学生は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査に代えることができる。ただし、看護学研究科の専門看護師を目指す者は、

特定の課題について審査を行う。

2 特定の課題には、第5条、第6条、第7条および第8条を準用する。

(研究科委員会の審議)

第10条 研究科委員会は、論文審査委員会の結果を審議し、学位授与の可否を議決する。

(学位の授与等)

第11条 学長は、前条の研究科委員会および教育研究評議会の議を経て、学位を授与できると認められた者に対して、学位記(様式第2号1および2)を授与し、その氏名を学位簿に登録するものとする。

2 学長は、学位を授与できないと認められた者に対して、その旨を本人に通知するものとする。

(学位授与の報告)

第12条 本大学院が、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に、別記様式(様式第3号)による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。(様式略)

(論文要旨等の公表)

第13条 本大学院が、博士の学位を授与した場合は、学位を授与した日から3か月以内にその論文の内容の要旨および、審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、「四天王寺大学大学院審査学位論文」と明記して、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその論文の内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

3 博士の学位を授与された者が行う本条第1項および第2項の規定による公表は、本学のホームページを通じ、インターネットの利用により行うものとする。

4 本学は、前項の規定により公表した電子データを国立国会図書館に送付し、学術研究成果の公開利用に資するものとする。

(学位論文の保管)

第15条 修士および博士の学位の審査に提出された論文の1部は、本学図書館において保管する。

2 学位の審査に不合格となったものは、前項の限りではない。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者が、その学位を用いるときは、「四天王寺大学」の名称を付記しなければならない。

(学位審査の倫理)

第17条 学位審査の過程において、学位申請者等と論文審査委員等の利害関係者との間での金品の授受等を一切禁止する。

(学位授与の取消)

第18条 修士および博士の学位を授与された者に、金品の授受等不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったとき、学長は、研究科委員会の議を経て、その学位の授与を取消し、学位記を返付させ、その旨を公表する。

(関係書類の様式)

第19条 学位記および学位審査の申請関係書類の書式は様式第1号および様式第2号の通りとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、平成20年10月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、平成21年4月1日から一部改正し施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日から一部改正し施行する。  
ただし、平成20年度から平成21年度の間に博士後期課程に在籍していた者の、第4条2の取り扱いは、なお従前の例による。
- 7 この規程は、平成25年4月1日から一部改正し施行する。  
ただし、平成20年度から平成21年度の間に博士後期課程に在籍していた者の第4条2の取り扱いは、なお従前の例による。
- 8 この規程は、平成27年4月1日から一部改正し施行する。  
ただし、平成20年度から平成21年度の間に博士後期課程に在籍していた者の第4条2の取り扱いは、なお従前の例による。
- 9 この規程は、平成30年4月1日から一部改正し施行する。
- 10 この規程は、令和2年4月1日から一部改正し施行する。

## 論文審査料

(単位：円)

課 程	対 象	審 査 料
博士後期 課程	本大学院修了見込者	
	本大学院を単位修得満期退学後3年 未満の者	50,000
	本大学院を単位修得満期退学後3年 以上の者および他大学院出身者	100,000
	本学専任職員	50,000

(注1) 博士前期課程は、審査料を徴収しない。

(注2) 本学とは、「四天王寺大学大学院」、「四天王寺大学」および「四天王寺大学短期大学部」をいう。

(注3) 専任職員とは、専任教職員就業規則に規定された教育職員、特別任用教員および有期・無期職員就業規則に規定された特別任用教員をいう。